

熊本県石油コンビナート等防災計画
新旧対照表

令和7年5月16日現在

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前			修正後			修正理由等	P			
第1章 総則 第4節 災害の想定			第1章 総則 第4節 災害の想定							
熊本県の地震・津波想定調査における想定の対象地震 ^{a)}										
■ 想定地震 ^{a)}										
布田川・日奈久断層帯中部 ・南西部運動 ^(注2) d)	case1 ^(注4) d) case2 ^(注4) d) case3 ^(注4) d) case4 ^(注4) d)	7.9 ^{d)}	不明 ^{d)} ※ただし、ほぼ 0~6%より 大きくなることはないと考 えられる ^(注5) d)	7.9 ^{d)}	不明 ^{d)} ※ただし、ほぼ 0~6%より 大きくなることはないと考 えられる ^(注5) d)		時点の修正			
別府・万年山断層帯 ^(注3) d)	case1 ^(注4) d) case2 ^(注4) d)	7.3 ^{d)}	ほぼ 0~3% ^{d)} (最大 2.6%) ^{d)}	7.3 ^{d)}	ほぼ 0~3% ^{d)} (最大 2.6%) ^{d)}		6			
人吉盆地南縁断層 ^{d)}		7.1 ^{d)}	1%以下 ^{d)}		7.1 ^{d)}					
出水断層帯 ^{d)}		7.0 ^{d)}	ほぼ 0~1% ^{d)}		7.0 ^{d)}					
雲仙断層群南東部 ^{d)}		7.1 ^{d)}	不明 ^{d)}		7.1 ^{d)}					
南海トラフ（最大値） ^{d)}		9.0 ^{d)}	極めて低い ^(注6) d)		9.0 ^{d)}					
注1) 発生確率については地震調査研究推進本部による「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（2019年1月1日での算定）」 ^{b)} に基づく評価を示す。						注1) 発生確率については地震調査研究推進本部による「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（2013年1月1日での算定）」 ^{b)} に基づく評価を示す。				
b 活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（2019年1月1日での算定）（地震調査研究推進本部、平成31年2月）						b 活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（2013年1月1日での算定）（地震調査研究推進本部、平成25年1月）				
i 地震調査本研究推進本部（平成25年）によると、日奈久断層帯の八代海区間の地震は「30年間でほぼ0~16%」（1年あたりの発生頻度は最大で 5.8×10^{-3} /年）と考えられている。これを基に安全側の想定として、布田川・日奈久断層帯中部・南西部運動 case3 の発生確率は 10^{-2} /年程度とした。						i 地震調査研究推進本部（平成25年）によると、日奈久断層帯の八代海区間の地震は「30年間でほぼ0~16%」（1年あたりの発生頻度は最大で 5.8×10^{-3} /年）と考えられている。これを基に安全側の想定として、布田川・日奈久断層帯中部・南西部運動 case3 の発生確率は 10^{-2} /年程度とした。				
※右欄のPはR6 熊本県石油コンビナート等防災計画の該当ページ						機関名の訂正				

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前					修正後					修正理由等	P	
第2章 防災体制の確立 第1節 組織の整備					第2章 防災体制の確立 第1節 組織の整備							
第1節 組織の整備					第1節 組織の整備							
(2) 八代市					(2) 八代市							
②八代市消防団(八代方面隊)					②八代市消防団(八代方面隊)					R6.2.1現在	R7.2.1現在	
指揮者	校区名	分団名	実数	消防担当区域	指揮者	校区名	分団名	実数	消防担当区域			
副隊長・指導員	代陽	第1	57	出町、通町、鷹辻町、袋小路町、宮之町、千仏町、南松江町、北松1、北松2、袋町、松江本町、二之町、長町	副隊長・指導員	代陽	第1	44	出町、通町、鷹辻町、袋小路町、宮之町、千仏町、南松江町、北松1、北松2、袋町、松江本町、二之町、長町	時点修正	2 1	
		第2		淵原町、北荒神町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、紺屋町、中島町、東松江城町、西松江城町、徳淵町			第2		淵原町、北荒神町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、紺屋町、中島町、東松江城町、西松江城町、徳淵町			
	八代	第3	18	南荒神町、船大工町、東塩屋町、中塩屋町、北塩屋町、八幡町、蛇籠町、港町、建馬町、新開町、築添町、新港町1丁目～4丁目	八代	第3	19	南荒神町、船大工町、東塩屋町、中塩屋町、北塩屋町、八幡町、蛇籠町、港町、建馬町、新開町、築添町、新港町1丁目～4丁目				
副隊長・指導員	太田郷	第4	123	興国、久保、水戸、上西、萩原松馬場、天神、栄、中、西通、楠、浪川、大手、横手上、昆舎丸、横手下、横手松馬場、清水、老松、緑、若草、花園、旭中央通り、黄金、弥生、錦、未広、夕葉各町	副隊長・指導員	太田郷	第4	109	興国、久保、水戸、上西、萩原松馬場、天神、栄、中、西通、楠、浪川、大手、横手上、昆舎丸、横手下、横手松馬場、清水、老松、緑、若草、花園、旭中央通り、黄金、弥生、錦、未広、夕葉各町	時点修正	2 1	
		第5		東片町、上片町、中片町、西片町、上日置町			第5		東片町、上片町、中片町、西片町、上日置町			
		第6		長田町、日置町、井上町、島田町、竹原町			第6		長田町、日置町、井上町、島田町、竹原町			
	宮地	第21	32	妙見町、宮地町、西宮町	副隊長・指導員	宮地	第21	30	妙見町、宮地町、西宮町			
		第22		古麓町			第22		古麓町			
副隊長・指導員	宮地東	第23	14	東町	副隊長・指導員	宮地東	第23	14	東町			
	龍峯	第31	109	川田町東、川田町西、興善寺町、岡町小路、岡町中、岡町谷川		龍峯	第31	103	川田町東、川田町西、興善寺町、岡町小路、岡町中、岡町谷川			
	松高	第9	87	松崎町、河原町、永碇町、高小原町		副隊長・指導員	第9	87	松崎町、河原町、永碇町、高小原町			
		第10		高島町、沖町、井揚町			第10		高島町、沖町、井揚町			
		第11		大島町			第11		大島町			
副隊長・指導員	八千把	第12	72	大村町、海士江町、上野町	副隊長・指導員	八千把	第12	63	大村町、海士江町、上野町			
		第13		古閑上町、古閑中町、古閑下町、古閑浜町、田中町			第13		古閑上町、古閑中町、古閑下町、古閑浜町、田中町			
	郡築	第19	111	郡築一番町、郡築二番町、郡築三番町、郡築四番町、郡築五番町、郡築六番町	副隊長・指導員	郡築	第19	101	郡築一番町、郡築二番町、郡築三番町、郡築四番町、郡築五番町、郡築六番町			
		第20		郡築七番町、郡築八番町、郡築九番町、郡築十番町、郡築十一番町、郡築十二番町			第20		郡築七番町、郡築八番町、郡築九番町、郡築十番町、郡築十一番町、郡築十二番町			
	昭和	第27	40	昭和日進町、昭和明徴町、昭和同仁町		昭和	第27	39	昭和日進町、昭和明徴町、昭和同仁町			
副隊長・指導員	麦島	第7	38	迎町、古城町、千反町、中北町、麦島東町、麦島西町、植柳新町	副隊長・指導員	麦島	第7	34	迎町、古城町、千反町、中北町、麦島東町、麦島西町、植柳新町			
	植柳	第8	25	植柳上町、植柳下町、植柳元町、大福寺町		植柳	第8	26	植柳上町、植柳下町、植柳元町、大福寺町			
	高田	第14	55	豊原上町、豊原中町、豊原下町、奈良木町、渡町		高田	第14	55	豊原上町、豊原中町、豊原下町、奈良木町、渡町			
		第15		高下東町、高下西町、本野町、平山新町			第15		高下東町、高下西町、本野町、平山新町			
	金剛	第16	125	敷川内町、崖合町、揚町		金剛	第16	128	敷川内町、崖合町、揚町			
		第17		水島町、高植木町			第17		水島町、高植木町			
		第18		鼠藏町、三江湖町、北原町、葭牟田町、南平和町、北平和町			第18		鼠藏町、三江湖町、北原町、葭牟田町、南平和町、北平和町			
副隊長・指導員	日奈久	第24	56	日奈久大坪町、日奈久新田町、日奈久山下町、日奈久塙北町、日奈久竹之内町、日奈久新開町	副隊長・指導員	日奈久	第24	52	日奈久大坪町、日奈久新田町、日奈久山下町、日奈久塙北町、日奈久竹之内町、日奈久新開町			
		第25		日奈久塙南町、日奈久浜町、日奈久東町、日奈久中町			第25		日奈久塙南町、日奈久浜町、日奈久東町、日奈久中町			
		第26		日奈久上西町、日奈久中西町、日奈久下西町、日奈久馬越町、日奈久平成町			第26		日奈久上西町、日奈久中西町、日奈久下西町、日奈久馬越町、日奈久平成町			
	二見	第28	60	二見洲口町	副隊長・指導員	二見	第28	50	二見洲口町			
		第29		二見本町、二見赤松町			第29		二見本町、二見赤松町			
		第30		二見下大野町、二見野田崎町			第30		二見下大野町、二見野田崎町			
全校区 本部		35	八代全校区	全校区 本部	24	八代全校区	計	32	978	(注)団員の総数990人(隊長1人、副隊長5人、指導員5人、団員1人、計12人含む)		
計		32	1057	(注)団員の総数1069人(隊長1人、副隊長5人、指導員5人、団員1人、計12人含む)								

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(4) 熊本海上保安部 ア 組織</p> <p>熊本県排出油等防除協議会</p>	<p>(4) 熊本海上保安部 ア 組織</p> <p>熊本県排出油等防除協議会</p>	解役、配置替えに伴うもの	2 3
<p>第4章 災害応急対策計画 第2節 災害情報等収集伝達計画</p> <p>2 津波警報等</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 (追加)</p>	<p>第4章 災害応急対策計画 第2節 災害情報等収集伝達計画</p> <p>2 津波警報等</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 ※ 緊急連絡メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p>	注釈の追加	4 1

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第4章 災害応急対策計画 第3節 陸上災害応急対策計画</p> <p>4 避難活動</p> <p>(2) 八代市、八代広域消防本部及び八代市消防団の措置</p> <p>ア 被害が住居地域に及ぶおそれがある場合等、避難の必要が生じたとき、八代市長は、<u>避難の指示、勧告</u>を行う。</p> <p>7 広報活動について</p> <p>(3) 八代市及び八代広域消防本部の措置</p> <p>ア 付近の住民に対する<u>避難の勧告</u>、避難所の開設、警戒区域の設定等及び火気使用の規制を広報する。</p>	<p>第4章 災害応急対策計画 第3節 陸上災害応急対策計画</p> <p>4 避難活動</p> <p>(2) 八代市、八代広域消防本部及び八代市消防団の措置</p> <p>ア 被害が住居地域に及ぶおそれがある場合等、避難の必要が生じたとき、八代市長は、<u>避難の指示等</u>を行う。</p> <p>7 広報活動について</p> <p>(3) 八代市及び八代広域消防本部の措置</p> <p>ア 付近の住民に対する<u>避難の指示等</u>、避難所の開設、警戒区域の設定等及び火気使用の規制を広報する。</p>	用語の修正 用語の修正	4 5 4 6

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第1章 (総則) 関係</p> <p>1 八代地区特別防災区域図</p> <p>第1章 (総則) 関係 1 八代地区特別防災区域図</p>	<p>第1章 (総則) 関係</p> <p>1 八代地区特別防災区域図</p> <p>第1章 (総則) 関係 1 八代地区特別防災区域図</p>	<p>屋外タンク貯蔵所 及び一般取扱所新設等による修正</p> <p>5 4</p>	

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

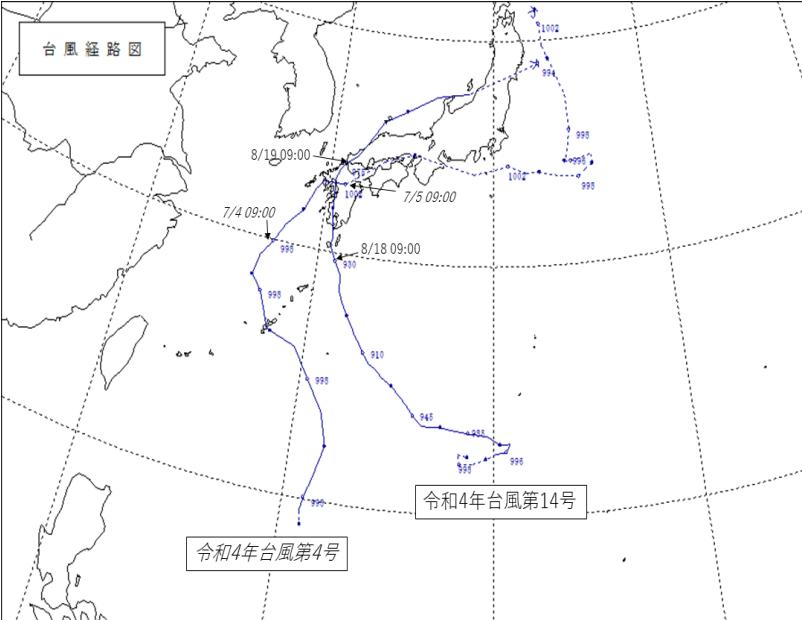
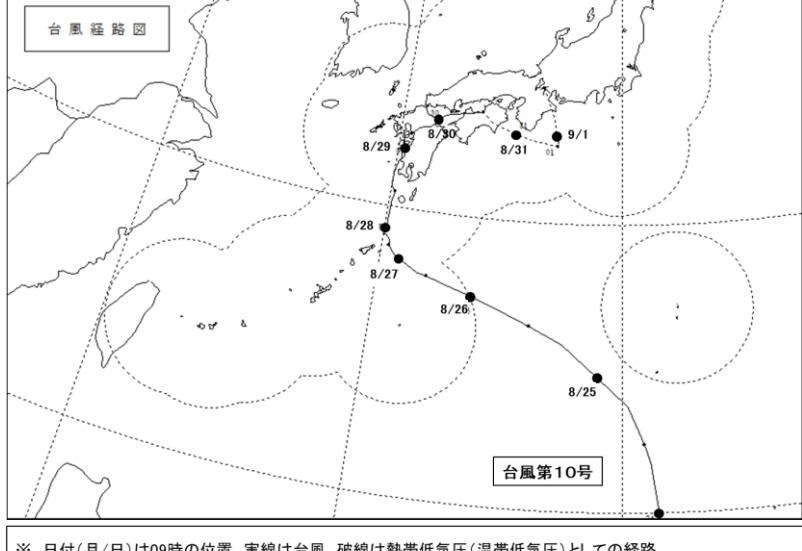
熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前												修正後												修正理由等	P							
(2)月別・年別の風向風速(16方位、m/s)												(2)月別・年別の風向風速(16方位、m/s)												時点修正	6 4							
月	平成30年			平成31年			令和2年			令和3年			令和4年			合和5年			合和6年			八代地域気象観測所										
	平均 風速	最大値 風速	最多 風向	平均 風速	最大値 風速	最多 風向	平均 風速	最大値 風速	最多 風向	平均 風速	最大値 風速	最多 風向																				
1	1.3	7.5	南南東	北東	1.0	6.1	北北東	北東	1.2	10.3)	南	北東)	1.4	6.3	北北東	北東	1.1	5.7	北北東	北東	1.4	8.3	南東	北東	1.3	5.4	北西	北東				
2	1.4	10.5	南南東	東北東	1.3	9.2	南南東	北東	1.3	9.0	南南東	北東	1.6	8.6	南	北東	1.4	6.0	北北東	北東	1.4	6.3	北北東	北東	1.7	8.9	南南東	北東				
3	1.5	9.8	南南東	北北東	1.4	8.5	南東	西	1.5	9.5	南東	北東	1.5	9.7	南南東	北北東	1.4	10.8	南東	南南西	1.5	9.5	南東	北東	1.3	8.9	南南東	北東				
4	1.6	9.5	東南東	南西	1.4	10.4	南南東	南西	1.6	8.7	南南東	西北西	1.5	7.9	南南東	北東	1.4	8.4	南	北北東	1.6	8.7	南南東	北東	1.3	9.0	南南東	南西				
5	1.5	9.6	南南東	南西	1.2	6.1	南	東北東	1.3	8.7	南東	南西	1.6	10.9	南南東	南西	1.1	5.2	西	西	1.6	8.3	南南東	西南西	1.7	8.2	東南東	南西				
6	1.3	7.3	南	南南西	1.4	9.3	南南西	南南西	1.7	8.2	南	南南西	1.1	6.2	南東	西南西	1.5	7.5	南南東	南西	1.7	8.2	南南東	南南西	1.5	6.9	南	南南西				
7	1.3	8.8	南	西南西	1.3	8.3	南南西	西南西	1.9	8.9	南南東	南南西	1.3	6.0	南	南西	1.6	8.4	南南西	南南西	1.9	7.2	南	南南西	1.9	6.6	西南西	南西				
8	1.4	6.6	南	南西	1.4	7.2	北北東	南南西	1.4	6.3	南東	西南西	1.7	8.2	南南東	南	1.5	7.3	東南東	南	1.4	7.9	南南東	南	1.5	10.7	南	东	西南西	南西		
9	1.3	8.8	北北東	北東	1.2	12.7	南	東南東	1.5	11.2	南	北北東	1.1	9.3	南南西	南	1.3	10.7	南	北東	1.5	11.2	南	北北東	1.1	9.3	南南西	南	1.2	6.0	北北東	東南東
10	1.2	9.0	南南西	北東	1.2	6.8	南	北東	1.3	8.7	北北東	北北東	1.0	6.8	北北東	北東	1.0	5.8	北北東	北東	1.3	7.6	東南東	北東	1.2	6.0	北北東	北東	1.1	9.0	南南東	北東
11	0.9	7.6	南南東	北東	1.0	8.5	東南東	北東	1.1	9.0	南南東	北東)	1.0	7.5	南南東	東南東	0.9	7.2	南南東	北東	1.4	6.8	南東	北東	1.4	9.4	南南東	北東	1.2	6.0	北北東	北東
12	1.3	7.1	東南東	北東	1.1	7.8	南南東	北北東	1.3	6.2	北北東	北北東	1.3	6.3	東南東	北東	1.2	5.2	北北東	北東)	1.4	6.4	西	東北東	1.3	6.3	北北東	北北東	1.5	10.7	南	北東
年	1.3	10.5	南南東	北東	1.2	12.7	南	北東	1.4	11.2	南	北東)	1.3	10.9	南南東	南西	1.3	10.8	南東	北東)	1.5	8.3	南南東	北東)	1.5	10.7	南	北東	1.4	11.2	南	北東)

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前							修正後							修正理由等	P	
(3)震度4以上の地震							(3)震度4以上の地震							時点修正	6 5	
年月日	時分	震度	規模(M)	震央			深さ(km)	年月日	時分	震度	規模(M)	震央				
				地名	北緯	東経						地名	北緯	東経		
昭52 6 28	1146	4	5.3	熊本県熊本地方	32° 54'	130° 43'	10	昭52 6 28	1146	4	5.3	熊本県熊本地方	32° 54'	130° 43'	10	
昭56 4 11	1500	4	3.5	熊本県熊本地方	32° 49'	130° 42'	10	昭56 4 11	1500	4	3.5	熊本県熊本地方	32° 49'	130° 42'	10	
昭59 8 7	0406	4	7.1	日向灘	32° 23'	132° 9'	33	昭59 8 7	0406	4	7.1	日向灘	32° 23'	132° 9'	33	
昭62 3 18	1236	4	6.6	日向灘	31° 58'	132° 4'	48	昭62 3 18	1236	4	6.6	日向灘	31° 58'	132° 4'	48	
平 8 10 19	2344	4	6.9	日向灘	31° 48'	132° 1'	34	平 8 10 19	2344	4	6.9	日向灘	31° 48'	132° 1'	34	
平 9 3 26	1731	4	6.6	鹿児島県薩摩地方	31° 58'	130° 22'	12	平 9 3 26	1731	4	6.6	鹿児島県薩摩地方	31° 58'	130° 22'	12	
平 9 5 13	1438	4	6.4	鹿児島県薩摩地方	31° 57'	130° 18'	9	平 9 5 13	1438	4	6.4	鹿児島県薩摩地方	31° 57'	130° 18'	9	
平28 4 14	2126	5弱	6.5	熊本県熊本地方	32° 45'	130° 49'	11	平28 4 14	2126	5弱	6.5	熊本県熊本地方	32° 45'	130° 49'	11	
平28 4 14	2207	4	5.8	熊本県熊本地方	32° 47'	130° 51'	8	平28 4 14	2207	4	5.8	熊本県熊本地方	32° 47'	130° 51'	8	
平28 4 14	2238	4	5.0	熊本県熊本地方	32° 41'	130° 44'	11	平28 4 14	2238	4	5.0	熊本県熊本地方	32° 41'	130° 44'	11	
平28 4 15	0003	5弱	6.4	熊本県熊本地方	32° 42'	130° 47'	7	平28 4 15	0003	5弱	6.4	熊本県熊本地方	32° 42'	130° 47'	7	
平28 4 16	0125	5強	7.3	熊本県熊本地方	32° 45'	130° 46'	12	平28 4 16	0125	5強	7.3	熊本県熊本地方	32° 45'	130° 46'	12	
平28 4 16	0130	4	5.3	熊本県熊本地方	32° 39'	130° 43'	11	平28 4 16	0130	4	5.3	熊本県熊本地方	32° 39'	130° 43'	11	
平28 4 16	0144	4	5.4	熊本県熊本地方	32° 45'	130° 46'	15	平28 4 16	0144	4	5.4	熊本県熊本地方	32° 45'	130° 46'	15	
平28 4 16	0145	4	5.9	熊本県熊本地方	32° 52'	130° 54'	11	平28 4 16	0145	4	5.9	熊本県熊本地方	32° 52'	130° 54'	11	
平28 4 16	1602	4	5.4	熊本県熊本地方	32° 42'	130° 43'	12	平28 4 16	1602	4	5.4	熊本県熊本地方	32° 42'	130° 43'	12	
平28 4 19	1752	5強	5.5	熊本県熊本地方	32° 32'	130° 38'	10	平28 4 19	1752	5強	5.5	熊本県熊本地方	32° 32'	130° 38'	10	
平28 4 19	2047	4	5.0	熊本県熊本地方	32° 34'	130° 39'	11	平28 4 19	2047	4	5.0	熊本県熊本地方	32° 34'	130° 39'	11	
令4 1 22	0108	4	6.6	日向灘	32° 43'	132° 4'	45	令4 1 22	0108	4	6.6	日向灘	32° 43'	132° 4'	45	
								令6 5 31	0446	4	4.7	熊本県熊本地方	32° 35'	130° 39'	13	
								令6 8 8	1642	4	7.1	日向灘	31° 44'	131° 43'	31	

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(4) 2022年（令和4年）に九州に上陸した台風の経路図</p>  <p>台風経路図 令和4年台風第14号 8/10 09:00 7/5 09:00 7/4 09:00 8/18 09:00 998 910 911 912</p>	<p>(4) 2022年（令和4年）に九州に上陸した台風の経路図</p>  <p>台風経路図 台風第10号 8/29 8/30 8/31 9/1 8/28 8/27 8/26 8/25 ※ 日付(月/日)は09時の位置、実線は台風、破線は熱帯低気圧(温帯低気圧)としての経路</p>	時点修正	6 6

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前				修正後				修正理由等	P					
第3章 (災害予防計画) 関係					第3章 (災害予防計画) 関係									
3 八代広域消防本部の防災資機材等の現況					3 八代広域消防本部の防災資機材等の現況									
(3)八代市消防団(八代方面隊)、資機材及び人員の保有数					(3)八代市消防団(八代方面隊)、資機材及び人員の保有数									
R6.1.31現在														
校区名	分団名	消 防 資 機 材												
		自動車ポンプ	小型動力ポンプ 付積載車	小型動力ポンプ	人 員	自動車ポンプ	小型動力ポンプ 付積載車	小型動力ポンプ	人 員	R6.1.31現在				
代 陽	第 1 分 団	1												
	第 2 分 団	1												
八 代	第 3 分 団		1											
太 田 郷	第 4 分 団	3												
	第 5 分 団		6											
	第 6 分 団		5											
麦 島	第 7 分 団		1											
植 柳	第 8 分 団	1												
松 高	第 9 分 团		3											
	第 10 分 团		3											
	第 11 分 团		1											
八 千 把	第 12 分 团		4											
	第 13 分 团		3	2										
高 田	第 14 分 团		1											
	第 15 分 团		1											
金 剛	第 16 分 团		3											
	第 17 分 团		3											
	第 18 分 团		3											
郡 築	第 19 分 团		2											
	第 20 分 团		2											
宮 地	第 21 分 团		1											
	第 22 分 团		1											
宮 地 東	第 23 分 团		1	2										
日 奈 久	第 24 分 团		1											
	第 25 分 团		1											
	第 26 分 团		1											
昭 和	第 27 分 团		2	3										
二 見	第 28 分 团		1											
	第 29 分 团		1											
	第 30 分 团		1	1										
龍 峯	第 31 分 团		6											
全 校 区	本 部 分 团													
合 計		32	6	59	8	1,057								
R6.1.31現在														
第3章 (災害予防計画) 関係					第3章 (災害予防計画) 関係									
3 八代広域消防本部の防災資機材等の現況					3 八代広域消防本部の防災資機材等の現況									
(3)八代市消防団(八代方面隊)、資機材及び人員の保有数					(3)八代市消防団(八代方面隊)、資機材及び人員の保有数									
R6.1.31現在														
校区名	分団名	消 防 資 機 材												
		自動車ポンプ	小型動力ポンプ 付積載車	小型動力ポンプ	人 員	自動車ポンプ	小型動力ポンプ 付積載車	小型動力ポンプ	人 員	R6.1.31現在				
代 陽	第 1 分 団	1												
	第 2 分 団	1												
八 代	第 3 分 団		1											
太 田 郷	第 4 分 団	3												
	第 5 分 団		6											
	第 6 分 団		5											
麦 島	第 7 分 団		1											
植 柳	第 8 分 団	1												
松 高	第 9 分 団		3											
	第 10 分 团		3											
	第 11 分 团		1											
八 千 把	第 12 分 团		4											
	第 13 分 团		3	2										
高 田	第 14 分 团		1											
	第 15 分 团		1											
金 剛	第 16 分 团		3											
	第 17 分 团		3											
	第 18 分 团		3											
郡 築	第 19 分 团		2											
	第 20 分 团		2											
宮 地	第 21 分 团		1											
	第 22 分 团		1											
宮 地 東	第 23 分 团		1	2										
日 奈 久	第 24 分 团		1											
	第 25 分 团		1											
	第 26 分 团		1											
昭 和	第 27 分 团		2	3										
二 見	第 28 分 团		1											
	第 29 分 团		1											
	第 30 分 团		1	1										
龍 峯	第 31 分 团		6											
全 校 区	本 部 分 团													
合 計		32	6	59	8	1,057								
R6.1.31現在														
第3章 (災害予防計画) 関係					第3章 (災害予防計画) 関係									
3 八代広域消防本部の防災資機材等の現況					3 八代広域消防本部の防災資機材等の現況									
(3)八代市消防団(八代方面隊)、資機材及び人員の保有数					(3)八代市消防団(八代方面隊)、資機材及び人員の保有数									
R6.1.31現在														
校区名	分団名	消 防 資 機 材												
		自動車ポンプ	小型動力ポンプ 付積載車	小型動力ポンプ	人 員	自動車ポンプ	小型動力ポンプ 付積載車	小型動力ポンプ	人 員	R6.1.31現在				
代 陽	第 1 分 団	1												
	第 2 分 団	1												
八 代	第 3 分 団		1											
太 田 郷	第 4 分 団	3												
	第 5 分 団		6											
	第 6 分 団		5											
麦 島	第 7 分 団		1											
植 柳	第 8 分 団	1												
松 高	第 9 分 団		3											
	第 10 分 団		3											
	第 11 分 団		1											
八 千 把	第 12 分 団		4											
	第 13 分 団		3	2										
高 田	第 14 分 団		1											
	第 15 分 団		1											
金 剛	第 16 分 団		3											
	第 17 分 団		3											
	第 18 分 団		3											
郡 築	第 19 分 団		2											
	第 20 分 団		2											
宮 地	第 21 分 団		1											
	第 22 分 団		1											
宮 地 東	第 23 分 団		1	2										
日 奈 久	第 24 分 団		1											
	第 25 分 団		1											
	第 26 分 団		1											
昭 和	第 27 分 団		2	3										
二 見	第 28 分 団		1											
	第 29 分 団		1											
	第 30 分 団		1	1										
龍 峯	第 31 分 団		6											
全 校 区	本 部 分 团													
合 計		32	6	59	8	1,057								
R6.1.31現在														
第3章 (災害予防計画) 関係					第3章 (災害予防計画) 関係									
3 八代広域消防本部の防災資機材等の現況					3 八代広域消防本部の防災資機材等の現況									
(3)八代市消防団(八代方面隊)、資機材及び人員の保有数					(3)八代市消防団(八代方面隊)、資機材及び人員の保有数									
R6.1.31現在														
第3章 (災害予防計画) 関係					第3章 (災害予防計画) 関係									
3 八代広域消防本部の防災資機材等の現況					3 八代広域消防本部の防災資機材等の現況									
(3)八代市消防団(八代方面隊)、資機材及び人員の保有数					(3)八代市消防団(八代方面隊)、資機材及び人員の保有数									
R6.1.31現在														
第3章 (災害予防計画) 関係					第3章 (災害予防計画) 関係									
3 八代広域消防本部の防災資機材等の現況					3 八代広域消防本部の防災資機材等の現況									
(3)八代市消防団(八代方面隊)、資機材及び人員の保有数					(3)八代市消防団(八代方面隊)、資機材及び人員の保有数									
R6.1.31現在														
第3章 (災害予防計画) 関係					第3章 (災害予防計画) 関係									
3 八代広域消防本部の防災資機材等の現況					3 八代広域消防本部の防災資機材等の現況									

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前	修正後	修正理由等	P								
<p>5 日本赤十字社熊本県支部の救護班、救護資機材の現況 (1)救護班の現況 イ 特殊救護員 51名 救護要員内訳：①連絡調整員・車両 ②資機材等オペレーター要員 ③支部本部要員 (追加) <u>(令和5年4月1日現在)</u></p>	<p>5 日本赤十字社熊本県支部の救護班、救護資機材の現況 (1)救護班の現況 イ 特殊救護員 47名 救護要員内訳：①連絡調整員 ②車両・資機材等オペレーター要員 ③支部本部要員 ④日赤災害医療コーディネートチーム要員 <u>(令和7年2月1日現在)</u></p>	現状に即した修正	8 1								
<p>第4章（災害応急対策計画）関係 7 予警報等の定義 (1) 特別警報、警報及び注意報 イ 熊本地方気象台が八代市に発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準 <u>(追加)</u></p>	<p>第4章（災害応急対策計画）関係 7 予警報等の定義 (1) 特別警報、警報及び注意報 イ 熊本地方気象台が八代市に発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準 <u>令和6年5月23日現在</u></p>	用語・数値の修正	9 6								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警報</td> <td>大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。<u>八代市の基準</u>は次のとおり。 表面雨量指数 30 以上又は土壤雨量指数 184 以上。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	警報	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>八代市の基準</u> は次のとおり。 表面雨量指数 30 以上又は土壤雨量指数 184 以上。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警報</td> <td>大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。<u>基準</u>は次のとおり。 表面雨量指数 30 以上又は土壤雨量指数 184 以上。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	警報	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>基準</u> は次のとおり。 表面雨量指数 30 以上又は土壤雨量指数 184 以上。		
種類	発表基準										
警報	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>八代市の基準</u> は次のとおり。 表面雨量指数 30 以上又は土壤雨量指数 184 以上。										
種類	発表基準										
警報	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>基準</u> は次のとおり。 表面雨量指数 30 以上又は土壤雨量指数 184 以上。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警報</td> <td>洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するお</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	警報	洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するお	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警報</td> <td>洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するお</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	警報	洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するお		
種類	発表基準										
警報	洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するお										
種類	発表基準										
警報	洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するお										

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前	修正後	修正理由等	P								
<p>それがあると予想されたときに発表される。</p> <p>対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。<u>八代市の基準</u>は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域雨量指數基準 <p>深水川流域=10.2, 中谷川流域=8, 油谷川流域=10.1, 百済木川流域=11.9, 氷川流域=25.2, 水無川流域=14.6, 河俣川流域=17.9, 小浦川流域=12.3, 二見川流域=9.2, 下大野川流域=9.5, 大鞘川流域=14.3, 鏡川流域=5.2, 流藻川流域=8.2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合基準 <p>球磨川流域= (14, 58.3), 百済木川流域= (16, 9.6), 大鞘川流域= (12, 11)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定河川洪水予報による基準 <p>球磨川 [萩原・大野] ※○○川流域=15 は、○○川流域の流域雨量指數 15 以上を意味する ※複合基準は、(表面雨量指數、流域雨量指數) の組み合わせによる基準値</p>	<p>それがあると予想されたときに発表される。</p> <p>対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。<u>基準</u>は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域雨量指數基準 <p>深水川流域=10.3, 中谷川流域=6.3, 油谷川流域=10.2, 百済木川流域=13.5, 氷川流域=24.8, 水無川流域=14.4, 河俣川流域=16.9, 小浦川流域=12.2, 二見川流域=10.1, 下大野川流域=10.1, 大鞘川流域=14.1, 鏡川流域=5.2, 流藻川流域=8.1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合基準 <p>球磨川流域= (14, 76), 百済木川流域= (16, 9.6), 大鞘川流域= (12, 11)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定河川洪水予報による基準 <p>球磨川 [萩原・大野] ※○○川流域=15 は、○○川流域の流域雨量指數 15 以上を意味する ※複合基準は、(表面雨量指數、流域雨量指數) の組み合わせによる基準値</p>	用語の修正	97								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警報 暴風警報</td> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>平均風速 20m/s 以上</u>になると予想される場合。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	警報 暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>平均風速 20m/s 以上</u> になると予想される場合。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警報 暴風警報</td> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>陸上・海上で平均風速 20m/s 以上</u>になると予想される場合。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	警報 暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>陸上・海上で平均風速 20m/s 以上</u> になると予想される場合。		
種類	発表基準										
警報 暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>平均風速 20m/s 以上</u> になると予想される場合。										
種類	発表基準										
警報 暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>陸上・海上で平均風速 20m/s 以上</u> になると予想される場合。										

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前		修正後		修正理由等	P
種類	発表基準	種類	発表基準		
警報 暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。雪を伴い、 <u>平均風速 20m/s 以上</u> になると予想される場合。	警報 暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。雪を伴い、 <u>陸上・海上で平均風速 20m/s 以上</u> になると予想される場合。		
種類	発表基準	種類	発表基準		
注意報 洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・流域雨量指数基準 深水川流域=7.6、中谷川流域=6.4、油谷川流域=8、百済木川流域=9.5、氷川流域=20.1、水無川流域=11.6、河俣川流域=14.3、小浦川流域=9.8、二見川流域=7.3、下大野川流域=7.6、大鞘川流域=11.4、鏡川流域=4.1、流藻川流域=6.5 ・複合基準 球磨川流域=(13, 52.5)、百済木川流域=(7, 8.6)、二見川流域=(7, 7.3)、大鞘川流域=(7, 6.8)、鏡川流域=(7, 4.1) ・指定河川洪水予報による基準 球磨川〔萩原・大野〕 ※○○川流域=12は、○○川流域の流域雨量指 数 12 以上を意味する ※複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値	注意報 洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・流域雨量指数基準 深水川流域=7.5、中谷川流域=4.9、油谷川流域=8.1、百済木川流域=10.8、氷川流域=19.8、水無川流域=11.5、河俣川流域=13.5、小浦川流域=9.7、二見川流域=7.5、下大野川流域=8、大鞘川流域=11.2、鏡川流域=4.1、流藻川流域=6.4 ・複合基準 球磨川流域=(13, 67.6)、百済木川流域=(7, 8.6)、二見川流域=(7, 7.5)、大鞘川流域=(7, 9.9)、鏡川流域=(7, 4.1) ・指定河川洪水予報による基準 球磨川〔萩原・大野〕 ※○○川流域=12は、○○川流域の流域雨量指 数 12 以上を意味する ※複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値		

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前		修正後		修正理由等	P
種類 注 意 報	発表基準 強風注意報 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>平均風速 10m/s 以上</u> になると予想される場合。	種類 注 意 報	発表基準 強風注意報 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。。 <u>陸上・海上で平均風速 10m/s 以上</u> になると予想される場合。		
種類 注 意 報	発表基準 風雪注意報 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雪を伴い <u>平均風速 10m/s 以上</u> になると予想される場合。	種類 注 意 報	発表基準 風雪注意報 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雪を伴い <u>陸上・海上で平均風速 10m/s 以上</u> になると予想される場合。		
(2) 気象情報 ③ 大雨警報を発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨、熊本県では1時間110mm以上を観測もししくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼びかける「熊本県記録的短時間大雨情報」がある。	(2) 気象情報 ③ 大雨警報を発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨、熊本県では1時間110mm以上を観測もししくは解析され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、さらに強く警戒を呼びかける「熊本県記録的短時間大雨情報」がある。			気象庁施策による修正	100

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前				修正後				修正理由等	P	
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害とるべき行動	津波警報等の種類	発表される津波の高さ		想定される被害とるべき行動	気象庁施策による修正	101
		数値での発表 <u>(津波の高さ予想の区分)</u>	巨大地震の場合の発表			数値での発表 <u>(予想される津波の高さ区分)</u>	巨大地震の場合の発表			
大津波警報	予想される津波の高さが大きいところで3mを超える場合	10m超 (10m < <u>予想高さ</u>)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	大津波警報	予想される津波の最大波の高さが大きいところで3mを超える場合	10m超 (10m < <u>予想される津波の最大波の高さ</u>)	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 <u>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 <u>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 <u>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>
		10m (5m < <u>予想高さ</u> ≤ 10m)				10m (5m < <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤ 10m)				
		5m (3m < <u>予想高さ</u> ≤ 5m)				5m (3m < <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤ 5m)				
津波警報	予想される津波の高さが大きいところで1mを超えて、3m以下の	3m (1m < <u>予想高さ</u> ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる						

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前				修正後					修正理由等	P
	場合			津 波 警報	予想される津波の最大波の高さが 高いところ	3m ($1m < \text{予想される津波の最大波の高さ} \leq 3m$)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 <u>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>		
津 波 注 意 報	予想される津波の高さが高いところで 0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m ($0.2m \leq \text{予想高さ} \leq 1m$)	(表記しない)	人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。	津 波 注 意 報	予想される津波の最大波の高さが 高いところ で 0.2 m以 上、1 m 以下 の 場 合 で あ っ て、 津 波 に よ る 災 害	1m ($0.2m \leq \text{予想される津波の最大波の高さ} \leq 1m$)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 <u>海水浴や磯釣りは危険なので行わない。</u>
注) 1. 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。 2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における <u>その潮位</u> と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。										

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前	修正後	修正理由等	P
	<p>害のお それが ある場 合</p> <p><u>い。注意報が 解除されるま で海に入った り海岸に近付 いたりしな い。</u></p>		
<p>津波警報等の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 津波警報等は、<u>最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。</u> 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性が小さいと判断した場合には、津波の高さ 	<p>津波警報等の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 津波警報等は、<u>精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。</u> 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性が小さいと判断した場合には、津波の高さ 	<p>気象庁施策による 修正</p>	101

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>が津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</p> <p>(追加)</p>	<p>が津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。 ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。 		
<p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 	<p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 	気象庁施策による修正	102

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(6) 南海トラフ地震に関する情報</p> <p>気象庁は、<u>南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合や、その調査結果を発表する場合などに「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとしている。</u></p> <p><u>また、調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合には「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。なお、「南海トラフ臨時情報」は、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを付記して発表される。</u></p>	<p>(6) 南海トラフ地震に関する情報</p> <p><u>南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。</u></p> <p><u>気象庁は、<u>南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関する情報」と呼ぶ）。南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。</u></u></p>	気象庁施策による修正	112
<p>(7) 緊急地震速報（警報）</p> <p>気象庁は、最大震度が5弱以上または<u>最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域</u>を対象に発表する。</p>	<p>(7) 緊急地震速報（警報）</p> <p>気象庁は、最大震度が5弱以上または<u>長周期地震動階級3以上の揺れが</u>予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される<u>地域</u>（緊急地震速報で用いる区域）に対し、<u>緊急地震速報（警報）</u>を発表する。</p>	気象庁施策による修正	113

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(8) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）</p> <p>福岡管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生<u>やその拡大</u>が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」<u>に居住地域が含まれる</u>場合は「噴火警報（居住地域）」、<u>含まれない</u>場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。<u>基準は噴火警戒レベル</u>による。</p>	<p>なお、緊急地震速報（警報）のうち震度が6弱以上または長周期地震動階級が4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。</p> <p>(8) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）</p> <p>福岡管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に<u>火山名</u>、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が<u>居住地域まで及ぶ</u>場合は「噴火警報（居住地域）」、<u>火口周辺に限られる</u>場合は「噴火警報（火口周辺）」、<u>影響の及ぶ範囲が海域に限られる</u>場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。</p>		
<p>(9) 噴火予報</p> <p>福岡管区気象台が、<u>警報の解除を行う場合等</u>に発表する。</p>	<p>(9) 噴火予報</p> <p>福岡管区気象台が、<u>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合</u>に発表する。</p>		
<p>(10) 降灰予報</p> <p>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</p> <p>ア 降灰予報（定時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、<u>予想される噴火により住民等に影響</u> 	<p>(10) 降灰予報</p> <p>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</p> <p>ア 降灰予報（定時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、<u>噴火により人々の生活等に影響を及</u> 		

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前	修正後	修正理由等	P
<p><u>を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。 ・18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 <p>イ 降灰予報（速報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生した火山に対して、<u>直ちに発表。</u> ・<u>発生した噴火により降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。</u> <p>ウ 降灰予報（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生した火山に対して、<u>より精度の高い降灰量の予報を行い発表。</u> ・<u>降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表。</u> ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、<u>市区町村を明示して提供。</u> <p>気象庁ホームページ（降灰予報のページ） https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html</p>	<p><u>ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 <p>イ 降灰予報（速報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生した火山^(注1)に対して、<u>事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。</u> ・噴火発生から1時間以内に予想される<u>降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。</u> <p><u>(注1) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</u></p> <p>ウ 降灰予報（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生した火山^(注2)に対して、<u>降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。</u> ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。 <p><u>(注2) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速や</u></p>		

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>ア 火山の状況に関する解説情報</p> <p><u>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。</u></p> <p>イ 噴火速報</p> <p><u>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。</u></p> <p>噴火速報は以下のようの場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火 	<p>かに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p> <p>降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。</p> <p>気象庁ホームページ（降灰予報のページ） https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kazan/qvaf/qvaf_guide.html</p> <p>ア 火山の状況に関する解説情報</p> <p><u>現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</u></p> <p><u>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</u></p> <p>イ 噴火速報</p>	気象庁施策による修正	114

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>が発生した場合（※）</p> <p>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 <p>なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。<u>また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を火山の状況に関する解説情報で速やかにお知らせする。普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、同情報によりその状況を定期的にお知らせする。</u></p> <p>ウ 火山活動解説資料</p> <p><u>地図</u>や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</p> <p>エ 月間火山概況</p> <p>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。</p> <p>オ 噴火に関する火山観測報</p> <p>噴火が発生したときに、<u>発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。</u></p>	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取って<u>いただくため</u>に発表する。</p> <p>噴火速報は以下のような場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 <p>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p> <p>ウ 火山活動解説資料</p> <p><u>写真</u>や図表等を用いて、火山活動の状況や<u>防災上警戒・注意すべき事項等</u>について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</p> <p>エ 月間火山概況</p> <p>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。</p> <p>オ 噴火に関する火山観測報</p> <p>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・</p>		

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前	修正後	修正理由等	P								
<ul style="list-style-type: none"> 火砕流が発生し火口から概ね4km以内に到達、あるいは噴火活動の高まり等により到達が予想される。 <p>1958年6月：火砕サージが第一火口から約1.2kmまで到達</p> <ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね2km以内に噴石飛散、あるいは噴火活動中の火孔閉塞等により噴石飛散が予想される。 <p>2016年10月：噴石が第一火口から約1.2kmまで飛散 1979年9月：噴石が第一火口から約1.2kmまで飛散 1958年6月：噴石が第一火口から約1.3kmまで飛散 1933年2月：噴石が第二火口から約1.2kmまで飛散</p> <p>8 収容病院及び診療所一覧表、救急車現有台数 (2)救急車の現有台数 日赤県支部 熊本赤十字病院 <u>3台</u></p> <p>9 避難所、避難経路及び避難対象区域等 (4)住民への伝達方法 ○伝達組織</p>	<p><u>噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 火砕流が発生し火口から概ね4km以内に到達、あるいは噴火活動の高まり等により到達が予想される。 <p>1958年6月：<u>火砕流</u>が第一火口から約1.2kmまで到達</p> <ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね2km以内に噴石飛散、あるいは噴火活動中の火孔閉塞等により噴石飛散が予想される。 <p>2016年10月：噴石が第一火口から約1.2kmまで飛散 1979年9月：噴石が第一火口から約1.2kmまで飛散 1958年6月：噴石が第一火口から約1.3kmまで飛散 1933年2月：噴石が第二火口から約1.2kmまで飛散</p> <p>8 収容病院及び診療所一覧表、救急車現有台数 (2)救急車の現有台数 日赤熊本県支部 熊本赤十字病院 <u>2台</u></p> <p>9 避難所、避難経路及び避難対象区域等 (4)住民への伝達方法 ○伝達組織</p>	用語の修正	115								
<p>R6.1.1 現在</p> <table border="1"> <tr> <th>担当町名</th> <th>氏名</th> <th>担当町名</th> <th>氏名</th> </tr> <tr> <td>大島町</td> <td>片岡 浩一</td> <td>大島町</td> <td><u>銀杏田 清喜</u></td> </tr> </table>	担当町名	氏名	担当町名	氏名	大島町	片岡 浩一	大島町	<u>銀杏田 清喜</u>	<p>R6.12.1 現在</p>	現状に即した修正	117
担当町名	氏名	担当町名	氏名								
大島町	片岡 浩一	大島町	<u>銀杏田 清喜</u>								
		市政協力員の変更による修正	121								

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前		修正後		修正理由等	P
郡築 <u>1</u> 番町 1	杉島 勇二	郡築 <u>一</u> 番町 1	杉島 勇二		
郡築 <u>1</u> 番町 2	武原 正美	郡築 <u>一</u> 番町 2	武原 正美		
郡築 <u>2</u> 番町	黒田 仁志	郡築 <u>二</u> 番町	黒田 仁志		
郡築 <u>3</u> 番町	上原 健治	郡築 <u>三</u> 番町	上原 健治		
郡築 <u>4</u> 番町	上村 和廣	郡築 <u>四</u> 番町	上村 和廣		
郡築 <u>5</u> 番町	釜賀 博之	郡築 <u>五</u> 番町	松浦 平助		
郡築 <u>6</u> 番町	楠本 清貴	郡築 <u>六</u> 番町	井山 誠治		
郡築 <u>7</u> 番町	中野 久	郡築 <u>七</u> 番町	松村 清二		
郡築 <u>8</u> 番町	白石 勝敏	郡築 <u>八</u> 番町	一 親房		
郡築 <u>9</u> 番町	松村 砂夫	郡築 <u>九</u> 番町	上田 淑哉		
郡築 <u>10</u> 番町	福田 良一	郡築 <u>十</u> 番町	福田 良一		
郡築 <u>11</u> 番町	押方 光洋	郡築 <u>十一</u> 番町	北田 良一		
郡築 <u>12</u> 番町	水田 典三	郡築 <u>十二</u> 番町	水田 典三		

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前					修正後					修正理由等	P					
(5) 避難対象区域										避難対象区域の世帯数及び人口に変更があったため	122					
R6.1.31時点										R7.1.31時点						
町 内	世帯数	男(人)	女(人)	計(人)	町 内	世帯数	男(人)	女(人)	計(人)	計						
大島町	77	66	78	144	大島町	78	66	68	134							
郡築1番町	768	674	750	1,424	郡築一番町	790	672	760	1432							
郡築2番町	153	160	193	353	郡築二番町	163	166	193	359							
郡築3番町	209	157	253	410	郡築三番町	216	149	252	401							
郡築4番町	187	130	200	330	郡築四番町	193	129	201	330							
郡築5番町	103	106	114	220	郡築五番町	107	105	112	217							
郡築6番町	82	69	110	179	郡築六番町	84	60	109	169							
郡築7番町	120	113	142	255	郡築七番町	120	108	146	254							
郡築8番町	81	70	108	178	郡築八番町	84	71	111	182							
郡築9番町	151	96	175	271	郡築九番町	161	94	184	278							
郡築10番町	203	102	223	325	郡築十番町	228	100	236	336							
郡築11番町	184	114	252	366	郡築十一番町	193	109	254	363							
郡築12番町	369	199	449	648	郡築十二番町	371	195	444	639							
計	2,687	2,056	3,047	5,103	計	2,788	2,024	3,070	5,094							

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>17 熊本県排出油等防除協議会会則 <u>(追加)</u></p> <p><u>第22条</u> <u>(庶務)</u></p> <p><u>第23条</u> 協議会の事務局は、熊本海上保安部に置く。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>17 熊本県排出油等防除協議会会則 (一部改正) 令和5年7月20日 (一部改正) 令和6年7月11日</p> <p><u>(庶務)</u></p> <p>第22条 協議会の事務局は、熊本海上保安部に置く。</p> <p>附 則 この会則は、別紙1、別紙2の改正に伴い、令和5年7月20日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、別紙1、別紙2の改正に伴い、令和6年7月11日から施行する。</p>	追記	149
熊本県関係	熊本県県関係	各機関連絡先等の変更による修正	155

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前				修正後				修正理由等	P
1 熊本県農林水産部水産振興課	096 (333) 2455	課長	1 熊本県農林水産部水産振興課	096 (333) 2455	課長				
2 熊本県知事公室危機管理防災課	096 (333) 2115	課長	2 熊本県知事公室危機管理防災課	096 (333) 2115	課長				
3 熊本県総務部消防保安課	096 (333) 2116	課長	3 熊本県総務部市町村・税務局消防保安課	096 (333) 2116	課長				
4 熊本港管理事務所	096 (329) 4411	所長	4 熊本港管理事務所	096 (329) 4411	所長				
5 八代港管理事務所	0965 (37) 0338	所長	5 八代港管理事務所	0965 (37) 0338	所長				
6 三角港管理事務所	0964 (52) 2079	所長	6 三角港管理事務所	0964 (52) 2079	所長				
7 水俣港管理事務所	0966 (63) 2449	所長	7 水俣港管理事務所	0966 (63) 2449	所長				
8 熊本県漁業取締事務所	0964 (52) 2183	所長	8 熊本県漁業取締事務所	0964 (52) 2183	所長				
9 熊本県県央広域本部土木部	<u>096 (273) 9632</u>	部長	9 熊本県県央広域本部	<u>096 (333) 2874</u>	本部長				
10 熊本県県南広域本部	0965 (33) 3149	本部長	10 熊本県県南広域本部	0965 (33) 3149	本部長				
11 熊本県県南広域本部芦北地域振興局	0966 (82) 2522	局長	11 熊本県県南広域本部芦北地域振興局	0966 (82) 2522	局長				
12 熊本県県央広域本部宇城地域振興局	0964 (32) 2051	局長	12 熊本県県央広域本部宇城地域振興局	0964 (32) 2051	局長				
13 熊本県天草広域本部	0969 (22) 4213	本部長	13 熊本県天草広域本部	0969 (22) 4213	本部長				
14 熊本県県北広域本部玉名地域振興局	0968 (74) 2112	局長	14 熊本県県北広域本部玉名地域振興局	0968 (74) 2112	局長				
消防関係					消防関係				
1 熊本市消防局	<u>096 (363) 7174</u>	局長	1 熊本市消防局	<u>096 (363) 0229</u>	局長				
2 八代広域行政事務組合消防本部	<u>0965 (32) 9227</u>	消防長	2 八代広域行政事務組合消防本部	<u>0965 (32) 9228</u>	消防長				
3 八代市消防団	0965 (33) 4112	団長	3 八代市消防団	0965 (33) 4112	団長				
4 宇城広域連合消防本部	<u>0964 (22) 6221</u>	消防長	4 宇城広域連合消防本部	<u>0964 (22) 0554</u>	消防長				
5 宇城市消防団三角方面隊	0964 (53) 1111	方面隊長	5 宇城市消防団三角方面隊	0964 (53) 1111	方面隊長				
6 天草広域連合消防本部	0969 (22) 3305	消防長	6 天草広域連合消防本部	0969 (22) 3305	消防長				
7 上天草市消防団	0964 (56) 5544	団長	7 上天草市消防団	0964 (26) 5544	団長				
8 水俣芦北広域行政事務組合消防本部	<u>0966 (63) 1191</u>	消防長	8 水俣芦北広域行政事務組合消防本部	<u>0966 (63) 1191</u>	消防長				

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前				修正後				修正理由等	P
9	水俣市消防団	0966 (61) 1604	団長	9	水俣市消防団	0966 (61) 1604	団長		
10	有明広域行政事務組合消防本部	0968 (73) 5283	消防長	10	有明広域行政事務組合消防本部	0968 (73) 5283	消防長		
市・町関係									
1	熊本市	096 (328) 2490	市長	1	熊本市	096 (328) 2490	市長		
2	八代市	0965 (33) 4112	市長	2	八代市	0965 (33) 4112	市長		
3	宇土市	0964 (22) 1111	市長	3	宇土市	0964 (22) 1111	市長		
4	天草市	<u>0969 (23) 1111</u>	市長	4	天草市	<u>0969 (32) 7861</u>	市長		
5	玉名市	0968 (75) 1130	市長	5	玉名市	0968 (75) 1130	市長		
6	水俣市	0966 (61) 1604	市長	6	水俣市	0966 (61) 1604	市長		
7	宇城市	0964 (32) 1111	市長	7	宇城市	0964 (32) 1111	市長		
8	上天草市	0964 (26) 5544	市長	8	上天草市	0964 (26) 5544	市長		
9	氷川町	0965 (52) 7111	町長	9	氷川町	0965 (52) 7111	町長		
10	苓北町	0969 (35) 1111	町長	10	苓北町	0969 (35) 1111	町長		
11	長洲町	0968 (78) 3104	町長	11	長洲町	0968 (78) 3104	町長		
12	芦北町	0966 (82) 2511	町長	12	芦北町	0966 (82) 2511	町長		
13	津奈木町	0966 (78) 3111	町長	13	津奈木町	0966 (78) 3111	町長		

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前				修正後				修正理由等	P
海運・荷役関係				海運・荷役関係					
1	日本通運㈱八代支店	0965 (37) 3700	支店長	1	日本通運㈱八代支店	0965 (37) 3700	支店長		
2	三角海運㈱	0964 (53) 1333	社長	2	三角海運㈱	0964 (53) 1333	社長		
3	㈱ジェネック八代営業所	0965 (37) 3541	所長	3	㈱ジェネック八代営業所	0965 (37) 3541	所長		
4	南九州センコー㈱	0966 (63) 4117	代表取締社長	4	南九州センコー㈱	0966 (63) 4117	代表取締社長		
5	仁徳海運八代石油基地営業所	0965 (37) 0741	所長	5	仁徳海運八代石油基地営業所	0965 (37) 0741	所長		
6	九商フェリー㈱	096 (329) 6111	支店長	6	九商フェリー㈱	096 (329) 6111	所長		
7	熊本フェリー株式会社	096 (311) 4330	代表取締社長	7	熊本フェリー株式会社	096 (311) 4330	代表取締社長		
8	パシフィック・レンセンター㈱八代支店	0965 (37) 3241	支店長	8	パシフィック・レンセンター㈱八代支店	0965 (37) 3241	支店長		
9	㈱Misumi 八代支店	0965 (37) 0131	工場長	9	㈱Misumi 八代支店	0965 (37) 0131	工場長		
臨海工場関係				臨海工場関係					
1	熊本ドック (株)	0965 (37) 2151	社長	1	熊本ドック (株)	0965 (37) 2151	社長		
2	JNC㈱水俣製造所	<u>0966 (63) 2116</u>	所長	2	JNC㈱水俣製造所	<u>0966 (63) 3217</u>	所長		
3	株式会社篠崎造船鉄工所	0964 (52) 2703	社長	3	株式会社篠崎造船鉄工所	0964 (52) 2703	社長		
4	九州電力㈱芦北発電所	0969 (35) 2131	所長	4	九州電力㈱芦北発電所	0969 (35) 2131	所長		
5	九電産業㈱芦北事業所	0969 (35) 1811	所長	5	九電産業㈱芦北事業所	0969 (35) 1811	所長		
八代地区				八代地区					
八代港管理事務所	0965 (37) 0338	参事	八代港管理事務所	0965 (37) 0338	参事				
八代警察署	0965 (33) 0110	地域係長	八代警察署	0965 (33) 0110	地域係長				
八代広域行政事務組合消防本部	<u>0965 (32) 6181</u>	危険物係長	八代広域行政事務組合消防本部	<u>0965 (32) 9228</u>	警防課長				
八代市消防団	<u>0965 (33) 5900</u>	団長	八代市消防団	<u>0965 (33) 4112</u>	団長				
八代漁業協同組合	0965 (37) 1757	参事	八代漁業協同組合	0965 (37) 1757	参事				

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前			修正後			修正理由等	P
仁徳海運八代石油基地営業所	0965 (37) 0741	社員	仁徳海運八代石油基地営業所	0965 (37) 0741	社員		
熊本ドック株式会社	0965 (37) 2151	製造部長	熊本ドック株式会社	0965 (37) 2151	製造部長		
南九州センコー（株）	0965 (37) 1201	営業所長	南九州センコー（株）	0965 (37) 1201	営業所長		
三角地区							
三角港管理事務所	0964 (52) 2079	<u>技師</u>	三角港管理事務所	0964 (52) 2079	<u>参事</u>		
熊本県漁業取締事務所	0964 (52) 2183	所員	熊本県漁業取締事務所	0964 (52) 2183	所員		
上天草警察署	0964 (56) 0110	地域係長	上天草警察署	0964 (56) 0110	地域係長		
宇城警察署	0964 (33) 0110	地域課長	宇城警察署	0964 (33) 0110	地域課長		
宇城広域連合消防本部	0964 (22) 0554	総務課長	宇城広域連合消防本部	0964 (22) 0554	総務課長		
宇城市消防団三角方面隊	0964 (53) 1111	方面隊長	宇城市消防団三角方面隊	0964 (53) 1111	方面隊長		
三角町漁業協同組合	0964 (52) 3037	組合長	三角町漁業協同組合	0964 (52) 3037	組合長		
松藤商事(株)三角事務所	0964 (52) 3051	<u>次長</u>	松藤商事(株)三角事務所	0964 (52) 3051	<u>所長</u>		